

ACE Tennis Club における感染拡大予防ガイドライン

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等(「密閉」の回避)

- 室内テニスコート 2面
 - ・テニスコート側面のシャッター・窓(東 8 枚・西 8 枚)を常時開放して自然換気を行う。
 - ・テニスコート使用时、扇風機 2 台を常時稼働する。
 - ・天井部の大型換気扇 2 台を常時稼働する。
- スーパーハウス
 - ・利用する場合は、3 方向の窓を常時開放して自然換気を行う。
- 更衣室 (シャワースペース含む)
 - ・中の換気扇を常時稼働するとともに、窓を常時開放する。
 - ・シャワースペースは、中の換気扇を常時稼働する。
- トイレ
 - ・中の換気扇を常時稼働するとともに、使用时以外は、入口のドアを半開きにして、窓を開放する。
- クラブハウス (受付カウンター)
 - ・常時 3 方向の窓、ドアを開け自然換気を行う。

② 施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)

- 室内テニスコート床面積 1,152 m²
 - ・同時間帯での入場は 1 面あたり 12 名までとする(合計 24 名)
 - ・レッスン終了後は速やかに退場するよう指導する。
- スーパーハウス 79 m²
 - ・同時使用可能人数は、2 名までとし、密集を避ける注意書きを表示する。
 - ・利用者間の間隔(最低 1m)を保ち、マスクの着用を徹底する。
- 更衣室(シャワースペース含む)
 - ・同時使用可能人数は、男女各室 1 名までの使用とし、注意書きを表示する。

③ 人と人との距離の確保(「密接」の回避)

- マスク着用を徹底させると共に、プレー中以外は最低 1m (マスク未着用の場合 2m)の対人距離を確保する。
- 受付カウンターでは、従業員がフェイスシールドを着用して対応し、人と

人との距離が最低 1 m となるよう足下に立ち位置表示をする。

- クラブハウス内の対面する机は透明ビニールカーテンを設置し遮蔽するとともに、人と人との距離が最低 1 m となるようテーブル 1 台につき椅子 2 脚までとする。

- ・クラブハウス内では、飲食禁止とし注意書きを表示する。

- 利用者同士、近距離での会話や大きな声を避けるよう注意喚起し指導する。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

- マスク着用について、従業員は常時着用するとともに、利用者にもプレー中以外の着用を徹底する。
- 指導中コーチは原則マスクを着用する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- 利用者は受付で「手指消毒」を徹底する。
- 従業員は業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手洗い・手指消毒を徹底する。

⑥ 体調チェック

- [従業員]
 - ・従業員は業務開始前に検温及び体調確認を実施する。
 - ・発熱(平熱より 1 度以上)や軽度であっても風邪症状(せき・のどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある時は出勤を停止する。
- [利用者]
 - ・受付で検温及び体調確認を行い、発熱(平熱より 1 度以上)や軽度であっても風邪症状(せき・のどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある時は利用をお断りする。

⑦ トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所(便座・スイッチ・洗浄レバー等)は、定期的に清拭消毒を実施する
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう注意書きを表示する。
- ハンドドライヤーは使用禁止とする。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- クラブハウス
 - ・休憩待機する人と人との距離を最低 1 m 確保し、対面での会話を避けるとともにマスクの着用を徹底する。
- テニスコート（室内、屋外）
 - ・休憩待機する人と人との距離をできるだけ 2 m（最低 1 m）確保し、対面での飲食、会話を避けるよう注意書きを表示する。
- テーブル、イスは定期的に消毒する。
 - ・クラブハウス内 テーブル 2 イス 4
 - ・屋外コート テーブル 2 イス 10
 - ・室内コート イス 3

⑨ 喫煙スペースの使用制限

- 施設建物内は全面禁煙。

⑩ 清掃・消毒

- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。
[対象箇所]
 - ・テーブル、椅子、ドアノブ、スイッチ、手すり、蛇口、ボールカート、ボールかご
スーパーハウス内器具など
- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
 - ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。
- 指導者及び利用者は、レッスン・プレー前後に「手指消毒」を実施する。

⑪ チェックリストの作成・確認

- ガイドラインを遵守するため、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成し、当該チェックリストによる毎日の確認を行い、週に一度県に報告する。

⑫ その他

- 利用者への検温・体調確認を実施し、感染発生時に備えて利用者の連絡先を確認し、保管する。また、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促す。